

(2) 能力の開発及び向上を促進するための方策 イ 国が講ずる措置 港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。 また、<u>港湾運送事業における荷役作業のうちガントリークレーン等の革新荷役が占める割合が近年増加している等港湾荷役作業の革新化が6大港全体で大規模に行われていること等から、ガントリークレーン等の革新荷役機械に係る教育訓練を効果的に実施できるよう、その仕組みについて検討する。</u> <u>さらに、各港湾いずれにおいても必要な港湾に関する知識又は技能に関する一般的な研修について、公共職業能力開発施設又はクレーン運転士免許試験等に係る登録教習機関としての登録を受けている愛知県豊橋市の港湾技能研修センター等と連携を図りつつ、個別の港湾におけるその実施機会の拡大に努める。</u>	(2) 能力の開発及び向上を促進するための方策 イ 国が講ずる措置 港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。
ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置 港湾技能研修センターにおいて、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した荷役機械の操作等の業務に従事できる技能労働者の育成を行うとともに、港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して同センターの積極的利用を促す。	ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置 <u>クレーン運転士免許試験等に係る指定教習機関としての指定を受けている愛知県豊橋市の港湾技能研修センターにおいて、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した荷役機械の操作等の業務に従事できる技能労働者の育成を行うとともに、港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して同センターの積極的利用を促す。</u>
ハ 事業主が講ずる措置 荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。	ハ 事業主が講ずる措置 荷役機械の技術革新の進展、<u>共同受注・共同就労の増加</u>等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。
5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項 (1) 国が講ずる措置	5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項 (1) 国が講ずる措置